平成２５年（再イ）第３号

三重県鈴鹿市平田１丁目６番５号　ハッピーハイム阪田102

再生債務者　金子　一夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月19日　　津地方裁判所再生係

平成２５年（再イ）第７号

三重県鈴鹿市若松北３丁目１番15号

再生債務者　松本　勝昭

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成25年６月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成25年６月19日　　津地方裁判所再生係

企業年金基金変更公告

アプラス企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第９条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．新事務所の所在地　東京都新宿区新小川町４番１号

2．旧事務所の所在地　大阪府大阪市中央区瓦町２－４－７新瓦町ビル２階

3．変更年月日　平成25年７月１日

平成25年７月２日　　アプラス企業年金基金

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　坂田　武司

登録番号　11665

事 務 所　愛知県西尾市高畠町４―28―１
渡辺ビル３階
弁護士法人坂田法律事務所

3　処分の内容　戒告

4　処分が効力を生じた年月日
平成25年５月29日

平成25年６月13日　　日本弁護士連合会

公示送達

梅澤健祐氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程第12条第３項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した平成25年７月２日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会懲戒委員会平成25年懲（異）第19号異議申出事案の審査開始通知

平成25年７月２日　　日本弁護士連合会

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢45歳から60歳、男性、推定身長160センチ前後

上記の者は、平成25年３月16日午後２時頃、埼玉県桶川市大字川田谷1649番地１の荒川左岸で完全白骨として発見されました。身元不明のため当市にて火葬に付し、遺骨は寺院に保管してありまます。心当たりの方は、当市健康福祉部社会福祉課まで申し出てください。

平成25年７月２日

埼玉県　　桶川市長　小野　克典

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別不詳、所持金品はなし

上記の者は、平成25年５月21日午前５時35分頃、千葉県館山市坂足352番地ホテルアクシオン館山前バス停から南方約96m先平砂浦海岸の砂浜にて発見されました。死亡日時、死亡原因ともに不詳。身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は本市納骨堂において保管しております。心当たりの方は、館山市健康福祉部社会福祉課保護係まで申し出てください。

平成25年７月２日

千葉県　　館山市長　金丸　謙一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢50～70歳位の男性、身長約165㎝、体格中肉、頭髪白髪混じりの短髪、着衣は黒色スラックス、ズボン下、黒色靴下、白色ストライプ柄ワイシャツ、黒色ベスト、灰色長袖Ｔシャツ

上記の者は、平成25年４月１日午後０時55分真鶴岬から東南東約16kmの海上にうつ伏せ状態で漂流していたところを発見された。

遺体は火葬に付し、遺骨は町営墓地の無縁墓地に納骨してありまます。心当たりのある方は、当町健康福祉課まで申し出てください。

平成25年７月２日

神奈川県　　真鶴町長　宇賀　一章

会社その他の公告

解散公告

当法人は、平成二十五年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二日

岩手県奥州市水沢区大手町一丁目一番地
社団法人水沢農業公社
代表清算人　小沢　昌記

解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二日

宮城県東松島市赤井字関下一〇四番地三
ヤマコー運輸有限会社
清算人　山崎　睦雄

解散公告

当社は、平成二十五年四月二十四日開催の株主総会の決議により、同年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二日

宮城県牡鹿郡女川町女川浜字伊勢一九番地の三
株式会社三好屋
代表清算人　松川　麗子

解散公告

当社は、平成二十五年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二日

埼玉県北足立郡伊奈町小室七〇二二
有限会社小菅保温工業所
代表清算人　小菅　一男

解散公告

当法人は、平成二十四年八月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二日

千葉市中央区椿森六丁目七番四号
特定非営利活動法人千葉エスピーオー設立支援センター
清算人　小宮　修二

解散公告

当社は、平成二十五年六月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年七月二日

千葉県習志野市東習志野二丁目一番二一号
株式会社川島食品
代表清算人　川島洋一郎

第明治三二十五種郵便物認可